

虚弱児施設・茅ヶ崎学園に関する研究ノート

A Study on the Chigasaki School, an Institution for Children with a Weak Constitution

大 高 真紀子* 定 行 まり子**
Makiko OHTAKA Mariko SADAYUKI

要 約 日本女子大学英文科出身である吉見静江は、1927年に渡米、社会事業とその経営法について学ぶ。帰国後は興望館館長、戦後は厚生省児童局保育課の初代課長となり、児童福祉事業の諸問題について責任ある任務を遂行した。吉見は、1959年、厚生省を辞し、虚弱児施設「茅ヶ崎学園」を開設する。本稿では、吉見静江が茅ヶ崎学園を設立するまでの経緯、及び虚弱児施設・茅ヶ崎学園について調査をおこなった。茅ヶ崎学園設立には、当時厚生省社会局長であった葛西嘉資、戦後ララの代表団のひとりとして再来日したエスター・B・ローズ女史、興望館理事会、興望館から厚生省、茅ヶ崎学園にいたるまで吉見静江のもとで仕事を継続した瀬川和雄など、吉見静江と何らかの形で協働をした人々の協力得て、実現したことが確認できた。茅ヶ崎学園については、残された文献から、生活環境に吉見静江らしい配慮が感じられるものであったことが明らかになった。

キーワード：茅ヶ崎学園，虚弱児施設，吉見静江

Abstract The aims of this work were to examine the circumstances prior to the establishment of the Chigasaki School and to investigate the Chigasaki School. This work also examined the job performance of Shizue Yoshimi, who graduated from Japan Women's University's Department of English in 1919. The following points became clear. Shizue Yoshimi was dispatched from the Kouhoukan and went to New York to study social work and its governance in 1927. After returning to Japan in 1929, she became a superintendent of the Kouhoukan. After the war, she became the section chief of the Day Care Division of the Children's Bureau of the Ministry of Health and Welfare. She was responsible for dealing with various problems related to child welfare work. In 1959 she resigned the Ministry of Health and Welfare to establish the Chigasaki School, an institution for children with a weak constitution. The establishment of the Chigasaki School was achieved with the assistance of Kasuke Kasai, who was the head of the Social Affairs Bureau of the Ministry of Health and Welfare, Esther B. Rhoads, the executive board of Kouhoukan, and Kazuo Segawa, with whom she used to work in the past. Yoshimi attended to living conditions at the School and she made provisions for the children's health.

Key words : The Chigasaki School, Institution for children with a weak constitution, Shizue Yoshimi

1. 研究の目的

日本女子大学付属高等女学校及び日本女子大学英文科出身である吉見静江氏は、1927（昭和2）年に渡米。ニューヨークのスクール・オブ・ソーシャルワークで社会事業とその経営法について学び、帰国後は興望館セツルメントの館長、終戦後には当時の

* 住居学科定行研究室学術研究員
Department of Housing and Architecture
** 住居学科
Department of Housing and Architecture

厚生省児童局・保育課初代課長となる。児童福祉法制定時には児童福祉施設最低基準などに深く係わりとともに、戦災・引き揚げ孤児対策についても、孤児援護中央委員として尽力し、児童福祉事業の諸問題について責任ある任務を遂行した。1959（昭和34）年7月、厚生省（当時）を辞任し、同年、虚弱児施設、社会福祉法人茅ヶ崎学園を設立、施設長に就任する。その後、1972（昭和47）年に逝去するまで、茅ヶ崎学園を中心に活動を続けた。本研究では、吉見静江（以下敬称略）が晩年に設立した虚弱児施設・社会福祉法人「茅ヶ崎学園」について、学園設立までの吉見静江の歩みを概観し、学園設立までの経緯や建物等の概要を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法と既往研究

文献および公的文書などをもとに昭和30年代当時の児童を取り巻く時代背景を把握するとともに、茅ヶ崎学園に関する関連文献、昭和15年から昭和39年まで吉見静江のもとで仕事を継続された故瀬川和雄氏への聞き取り調査（2009年12月）、吉見静江の孫であり茅ヶ崎学園（現在の名称はサーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム）理事長吉見哲氏への聞き取り調査（2015年12月）等により、その概要を探る。

茅ヶ崎学園に関する既往研究は現時点ではみられない。虚弱児施設についての既往研究は、建築学の分野では、黒川等の一連の研究¹⁾がある。黒川等の研究では、1973年～1976年当時の我が国における全国の虚弱児施設の概要について、関連文献、公的文書およびアンケート調査等により明らかにされているが、アンケート調査は統計的に処理されているため個々の施設についての具体的な考察は把握できない。その他、医学、体育学、福祉関係の分野における研究は多数あるが、施設空間の概要についての論考は、現時点ではみられない。

3. 研究の背景

3-1. 時代背景

終戦直後の日本の子ども達が置かれていた状況は惨憺たるものであった。空襲から解放されたものの、国土は荒廃し、食糧事情の悪化、物資の欠乏、インフレの昂進による物価の高騰などにより、生活は窮乏していた。昭和23年に実施された旧厚生省全国

孤児一斉調査によると、両親を失った1歳から20歳までの孤児は全国で12万3,511人、施設へ保護した浮浪児は1万2,202人であったとされている^{注1)}。

しかしながら、新しい社会をつくるという希望も徐々に芽生え、子どもや女性に配慮した施策が具体化していく。

子どもたちの体位も、終戦直後には戦前の水準を下回ったが、食糧事情の好転、栄養に対する認識の向上、保健所等による栄養指導などの施策が推進されたこと等により、1956（昭和31）年に学童の体位は始めて戦前の水準を越える²⁾。Fig.1は、昭和22年と昭和30年の児童の男女別、年齢別身長を比較したものである。僅か8年の間に、育ち盛りの児童の身長が伸びていることがわかる。1956（昭和31）年、日本はユニセフ（国際児童福祉連合）に加盟する。

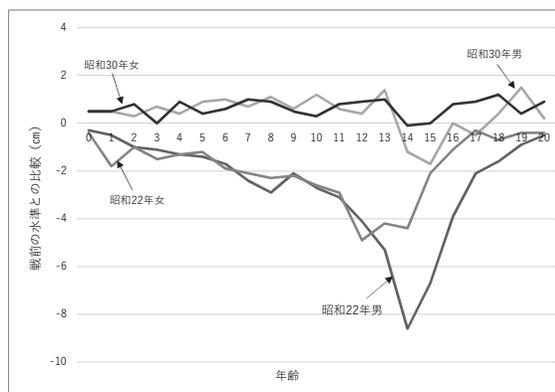


Fig. 1 A comparison of the height of children in 1947 and 1955

1961（昭和36）年当時の乳児の死亡率は、先進諸国の水準までもう一步の域まで達するが、幼児の死亡率は先進諸国の2～3倍と高く、幼児死亡原因の首位は不慮の事故であった。1960（昭和35）年における0歳から14歳児の死亡事故をみると、溺死（42.7%）および自動車事故・その他の交通事故（28.8%）が全体の7割を超え、食物、寝台などによる窒息（12.1%）が続く。自動車事故は1950（昭和25）年に比して2倍以上に増加している。国勢調査によると、1960（昭和35）年の時点で日本の全人口9342万人の三分の二にあたる5933万人が都市部に居住している。都市に住む児童が増えたことも要因であろう³⁾。

1954（昭和 29）年は電化元年といわれ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機が「三種の神器」とよばれた。1955（昭和 30）年には日本住宅公団が発足。その頃から日本は高度経済成長にはいる。「もはや戦後ではない」といわれ、1957 年頃までを神武景気、なべ底不況を経て 1959 年から 1961 年頃までは岩戸景気とよばれた。池田内閣では「国民所得倍增計画」がうちだされる。1959（昭和 34）年、皇太子ご成婚の際には、テレビ中継の視聴者は推定 1500 万人といわれた。一方、1959（昭和 34）年 3 月、盛岡駅から東京など県外に集団就職する中学・高校の卒業生 796 人を乗せた集団就職列車が発出する。集団就職の子どもたちは「金の卵」と呼ばれた。前後するが、1956（昭和 31）年には朝日新聞が紙面を通して、戦災孤児の「親探し運動」をはじめ、1962（昭和 37）年までに 348 人が肉親と再会。1958（昭和 33）年には豊島区に戦災孤児のための施設「アフターケア・センター」が開設されるなど⁴⁾、戦争の傷跡ものこる振幅の大きな時代であった。

3-2. 吉見静江 一茅ヶ崎学園設立までの歩み

先述したように、吉見静江は、日本女子大学付属高等女学校を大正 4 年に卒業、日本女子大学校英文科を大正 8 年に卒業した。就職する女性は少数派であった当時、富山県立女子師範学校並びに高等女学校などに奉職したのち、1927（昭和 2）年、メソジスト婦人伝道団の経営する興望館セツルメントから派遣されるかたちで、2 年間、米国ニューヨークのスクール・オブ・ソーシャルワークで社会事業とその経営法について学ぶ。吉見静江は未婚の母であり、就学前のひとり息子を姉のもとに託しての渡米であった。

ニューヨークのスクール・オブ・ソーシャルワークは、既に社会事業に従事した経験者が再訓練を受ける機関であり、研究内容の程度も高く、各大学からも沢山の研究生が来ており、吉見も一心に学ぶ傍ら、米国の進歩した社会施設をいろいろ見学したと、後年山室軍平息女の取材に答えている⁵⁾。

吉見静江は帰国後の 1929（昭和 4）年に、興望館業務主任（後に館長に名称変更）に就任する。興望館における吉見の活動は別稿⁶⁾を参照いただくことにし、話を先に進めることにするが、後に茅ヶ崎学園設立の際に主事として吉見のもとで仕事を継続することになる瀬川和雄氏（以下敬称略）について

記しておきたい。

後年吉見静江に関する著作を執筆した瀬川和雄は、救世軍・山室軍平のもとで地域福祉に携わった瀬川八十雄の子息である。1940（昭和 15）年、興望館のキャンプに参加したことを契機に興望館とかわりを持つことになるが、同じ頃、父八十雄が憲兵隊に検挙され、自宅謹慎、公職追放となる。一家の収入は途絶え学費を納めることもままならなくなるが、吉見に「興望館のセツラーをやりながら学校に行ったら。住まうところと経済的なこと、両方考えています。」と言われ、興望館から神学校に通い、1943（昭和 18）年日本東部神学校（現・東京神学大学）を卒業する。一度は兵役に服すが退役後は再び興望館のセツラーとして働いた。

1945（昭和 20）年 8 月に終戦を迎えるが、前述したように昭和 23 年に実施された旧厚生省全国孤児一斉調査によると、1歳から 20歳までの孤児は全国で 12万 3,511人。同調査によると、東京における孤児数は全国で 3番目に多く、浮浪児数は全国で最も多いものであった。瀬川は浮浪児の収容保護に奔走する。東京都から興望館などの施設に「浮浪児狩りをするから何日の何時に上野駅に集合。」と電話がある。呼びかけに応じた施設の人々が上野に集まり、上野の山の中にいた子どもたちを探し出して、ドラム缶に薪でお湯を沸かしたお風呂につかわせ、きれいなシャツを着せてそれぞれの施設が引き取っていく。興望館が引き取った浮浪児は、戦争中疎開児童が暮らしていた長野県下の興望館の施設である沓掛学荘に送られることになる。

軽井沢の沓掛学荘は、太平洋戦争勃発のためそれぞれ退任、離日せざるを得なくなった興望館の外国人理事が、最後の奉仕としてキャンプ場取得のための資金を調達し、1940（昭和 15）年春、軽井沢の地に施設を入手しつくられた。「いつでも誰でも利用できるキャンプ場が必要」という吉見静江念願のものであり、学童キャンプ、保育園児キャンプなどが営まれたが、瀬川は先述したように 1940（昭和 15）年の第一回のキャンプに参加したことを契機に、その後 1964（昭和 39）年まで吉見静江の仕事に関わることになる。興望館は東京大空襲で罹災した東京での保育を休止、本拠を沓掛学荘に移すが、戦火激しい中、その日の食料に窮乏しながらも、幼児、学童、後には戦災孤児、浮浪児、引揚げ孤児などを抱えた疎開の家としての役割を果たすことに

なった。沓掛学荘は、現在は興望館の児童養護施設として運営されている⁷⁾。

終戦後、我が国は食糧事情が悪化し、物資が欠乏していたが、米国においてLARA (Licensed Agency for Relief of Asia: 公認アジア救済機関) が組織され、救済のためのララ物資 (LARA goods) の配給が計画される。ララ物資を積んだ第一船が1946 (昭和21) 年11月に横浜港に入港するが、救援物資として、ミルク、穀物、缶詰、油等の食料品、衣類、医薬品、靴、石鹸、裁縫材料などの他、乳牛や山羊も含まれていた。1946 (昭和21) 年7月、吉見はララ救援物資中央委員会委員に任命され実行委員となるが、これらの物資の配分計画、輸送などについて協議し、物資配分に関する全体の立案、実施に当たる。吉見静江は、1952 (昭和27) 年にララ物資の配分業務が終了するまで実行委員として活動を継続した⁷⁾。後年、茅ヶ崎学園設立時に理事長となるエスター・B・ローズ^{注2)} は、ララの代表者の一人として来日するが、吉見静江とはこの頃に交流を深めたものと推察される。

話は前後するが、1946 (昭和21) 年秋、当時のGHQ (連合国軍最高司令部) の命令で厚生省は日本社会事業学校をつくる。「司令部は、今後日本は社会福祉の世界になっていく、役所に社会福祉を知った人間がいなくてはいけません。一年間のコースで社会福祉の勉強をさせた。」(瀬川談)

1946 (昭和21) 年10月、吉見静江は財団法人日本社会事業協会理事に就任するが、日本社会事業協会の常務理事が瀬川八十雄に子息和雄の日本社会事業学校への入学を強く薦め、1946 (昭和21) 年10月、瀬川和雄は興望館を辞し日本社会事業学校に第一期生として入学する。(瀬川談) ここに、筆者等は、吉見静江の影を感じるのである。筆者等が何度か聞き取り調査をおこなった瀬川和雄氏は誠実でフットワークが軽く、仕事を着実にこなしていく力があり、吉見静江も高く評価していたのではないかと推察される。

1946 (昭和21) 年11月、第一回国会で児童福祉法が成立するが、1947 (昭和22) 年6月、吉見は、児童福祉に関する中央常設委員会委員に選出され、児童福祉事業の諸問題の協議にかかわることになる。同年12月には児童福祉施設最低基準日本社会事業協会案作成第四部会委員になる。

当時はGHQが役所の各部門を監督していた。基

準をつくるにも、司令部と密接に交渉し、オーケーがでないと日本の役所は一切仕事ができなかった、と瀬川は述懐する。先述したように吉見静江は日本女子大英文科を卒業し、高等女学校などの英語教師をしたのち、外国から来た方の日本語教師をし、その際の縁から興望館とのつながりが生まれるが、興望館から派遣されるかたちでアメリカに留学。帰国後、興望館の館長になるが、その時の理事13名が全員アメリカ人であり、英語が外国語という感じではない環境にあった。GHQと通訳なしで、直接交渉できる吉見静江は貴重な存在だった、と瀬川は語っている。

吉見静江に厚生省入省を説得し、後年茅ヶ崎学園設立にもひと役かうことになるキーパーソンは、厚生省の葛西嘉資であった。厚生省が中央社会事業委員会に「児童保護法要綱案」を諮問した際の「今後の児童福祉の増進に対する考え方」や児童福祉に関する吉見静江の発言、ララ救援物資中央委員会での吉見の実行力等、しばしば同じ会議に出席していた厚生省の葛西嘉資は評価し着目していた⁹⁾。

1947 (昭和22) 年10月、瀬川は日本社会事業学校を卒業するが、厚生省から学校宛てに瀬川を名指しで採用したいと連絡がある。瀬川は断るつもりで厚生省に赴くが、結局厚生省に採用され、卒業と同時に入省する。当時は児童局ができたばかりであり保育課はなかった。瀬川はここで保育課の開設準備を命じられる。(瀬川談)

1947 (昭和22) 年12月保育課を開設するにあたり、初代課長として吉見静江に白羽の矢がたつ。入省を要請したのは当時厚生省社会局長、先述の葛西嘉資である。当初、吉見静江はこれを拒否し、興望館理事会も難色をしめすが、葛西は、ガントレット恒子監事に対しても熱心に説得をつづける。ガントレット女史は「役所の人は自分の都合のよい時はうまいことをいうが、ご用済みになるとポイと放り出す。彼女にそんな目にあわしたくない。」と言い、葛西は「私が生きている限り、吉見さんにそんな目にはあわさない。」と約束し漸くオーケーがでた、と後年記している⁹⁾。

吉見静江は厚生省辞任後に、厚生省の全面的なバックアップを受け、茅ヶ崎学園を設立することになるが、その背景には前述したガントレット女史をはじめとする興望館理事会との約束があったのだと、興望館現理事長・野原健治氏は語っている。

先述の瀬川は厚生省に勤めていたが、1947（昭和22）年12月半ば過ぎ児童局人事係から保育課ができること、吉見静江がその課長で来ると聞く。瀬川は、企画課から保育課に転勤し吉見の下で仕事をするように命じられる。当時の保育課は、保育所・母子寮・児童厚生施設・保母養成所の四つが担当であり、保育課保育所担当は若い瀬川一人だった。（瀬川談）偶然とはおもえない話である。吉見静江は人を介し、瀬川の進路をそれとなく導いていたのではないかと筆者等は推察する。

1948（昭和23）年2月、吉見静江は中央社会事業委員会理事に就任し、厚生省（当時）が中央社会事業委員会に「児童福祉法案」を諮問した際には、「児童福祉の基本法を制定することは喫緊の要務である」との答申にあたり中心的な役割を果たした。戦災・引き揚げ孤児対策についても、孤児援護中央委員として尽力し、児童福祉事業の諸問題について責任ある任務を遂行した。1948（昭和23）年9月には、中央児童福祉委員会幹事となり、1950（昭和25）年12月には保健体育審議会（学校給食分科審議会）臨時委員となる。瀬川も、吉見静江が多くの委員会に関わり、多忙であったことを記憶している。

その後、1951（昭和26）年2月より4か月間、米国にて社会福祉事業を視察。1951（昭和26）年5月5日、児童憲章が制定・宣言されるが、児童憲章は、1949（昭和24）年より審議が重ねられ、吉見も児童局の仕事として係わりをもち尽力した。

1954（昭和29）年3月、児童局保育課が母子福祉課へと組織変更されるにともない、母子福祉課長となる。同年、吉見静江はひとり息子の祐を心臓弁膜症で亡くす。33歳という若さであった。厚生省から帰宅の途中に入院中の息子を見舞うが、息子から「お母さんは仕事と息子とどっちが大切か」と苦しさの中で息子が言った言葉が静江の心の痛みとしていつまでものこっていた、と瀬川は記している⁸⁾。

翌年1955（昭和30）年頃から、吉見静江は役人生活のかたわら、福祉事業の準備を進め、土地の選定をはじめめるが、前年のひとり息子との別れ、つづく養母との別れが大きな転機になったのではないかと推察される。孫にあたる吉見哲氏は、祖母はもともと福祉事業がやりたかったのだと語っている。

吉見静江が土地の選定をする際に、吉見哲氏は、

当時厚生省の課長だった祖母に連れられてあちこち土地を探がし歩いたことを記憶している。その頃、吉見哲氏は5～6歳。「横田にも、二宮にも行った。大磯の海岸で遊んだ記憶もある。横田の、あの米軍の飛行機が飛んでいる土地を見に行ったときには、鉄塔があったことを記憶している。茅ヶ崎にも見に来たはずだが、私は子どもで、くっついて歩いていた。」と語る。

瀬川は、茅ヶ崎学園を設立するために「施設設立発起人会」が組織された⁸⁾と記しているが、その詳細については今後の調査で明らかにしていきたい。

1959（昭和34）年2月、吉見静江はその他有志により虚弱児施設の設立を決議。神奈川県茅ヶ崎市小和田字浜須賀5777-7（現在地）に1000坪（瀬川によれば2974㎡）の敷地を購入する。同年7月、吉見静江は、厚生省児童局母子福祉課を辞任し、虚弱児施設・社会福祉法人茅ヶ崎学園を設立する。

瀬川和雄は1958（昭和33）年に厚生省を辞すが、1959（昭和34）年に厚生省から呼び出され、「吉見さんが役所を辞めるとおっしゃる。もう10年、仕事をしていただいた。年配でもあるし。しかし先生はこれから施設をやりたいという。厚生省が全面的にバックアップしたいが、役所が表立って施設設立を手伝うわけにはいかない。君は役所のこともわかり、吉見先生とも長い付き合いがある。少し手伝ってくれ。」といわれ、茅ヶ崎学園設立からいろいろなことが固まる1964（昭和39）年までの5年間、週に一度通っては学園の仕事を手伝うことになる。

（瀬川談）Table 1 に吉見静江の年譜を示す。

4. 虚弱児施設について

虚弱児施設は児童福祉法に規定された施設であり、1948（昭和23）年12月29日に施行された「児童福祉施設最低基準」のなかでは、療育施設（虚弱児施設、肢体不自由児施設、盲児施設及びろうあ児施設）のひとつとして記されている。

先述の第9章第85条には、「虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童を入所させるものをいう。」と記され、第87条には療育施設の設備の基準として「虚弱児施設には、児童の居室、診療室、観察室、病室、講堂、図書室、職業指導に必要な設備、調理室、浴室及び便所を設けること。」と最低基準として設けるべき諸室の記述がある。

Table 1 Shizue Yoshimi's chronology up to the establishment of the Chigasaki School

| 年月日 | 吉見静江（1897-1972）年譜 |
|----------|---|
| 1915年4月 | 日本女子大学校附属高等女学校卒業 |
| 1919年4月 | 日本女子大学校英文科卒業 |
| 1921年10月 | 松宮日語学校に奉職、宣教師たちと出会う。 |
| 1927年9月 | 興望館セツルメントより社会事業研究のためアメリカ合衆国に派遣され、社会事業等について学ぶ |
| 1929年9月 | 帰国。興望館館長に就任。 |
| 1940年 | ●瀬川和雄、興望館キャンプに参加。その後、興望館のセツラーとなる。 |
| 1945年 | ●終戦後、興望館の瀬川和雄は上野の戦災孤児保護（都からの要請、浮浪児狩り）に奔走する。 |
| 1946年7月 | ララ救援物資中央委員会委員に任命され実行委員となる。エスター・B・ローズ女史と共に尽力する。（1952年6月まで） |
| 1946年10月 | 東京都民生委員に任命される |
| | 財団法人日本社会事業協会理事に就任。●瀬川和雄 興望館を辞し日本社会事業学校に入る。 |
| 1947年5月 | 孤児援護中央委員に任命される。 |
| 6月 | 児童福祉に関する中央常設委員会委員に任命される。 |
| 10月 | ●瀬川和雄は日本社会事業学校を卒業し厚生省に入省。児童局ができたばかりで保育課はなかった。保育課の開設準備を命じられる。 |
| 12月 | 児童福祉施設最低基準日本社会事業協会案作成第四部会委員に任命 ●瀬川和雄は人事係から保育課ができること、吉見静江がその課長で来ると聞く。 |
| 12月 | 興望館館長辞任、厚生省入省。葛西嘉資社会局長、厚生省入省を説得。 |
| 12月 | 22日、厚生事務官に任じられる。厚生省児童局保育課初代課長に就任、GHQとの交渉事務等にも携わる。●保育課保育所担当は若い瀬川和雄一人だった。 |
| 1948年2月 | 中央社会事業委員会幹事に就任する。 |
| 4月 | 社会事業研究所委員を委嘱 |
| 9月 | 中央児童福祉委員会幹事を命ぜられる。 |
| 1950年 | 保健体育審議会（学校給食分科審議会）臨時委員を命ぜられる。 |
| 1951年 | 2月より6月まで米国へ出張。社会福祉事業を視察 |
| 1954年8月 | 児童局保育課が母子福祉課と組織変更のため母子福祉課長となる。 |
| 1955年6月 | 住宅対策本部員を委嘱される。 |
| 1958年 | ●瀬川和雄は厚生省を辞す。 |
| 1959年 | ●瀬川和雄、厚生省から呼び出される。吉見が厚生省を辞すが、施設設立を手伝うように命じられる。 |
| 1959年2月 | 虚弱児施設の設立を決議。茅ヶ崎市小和田字浜須賀に敷地を購入。 |
| 7月 | 13日、厚生省児童局母子福祉課長を辞任 31日、茅ヶ崎学園の本館および別館完成。 |
| 9月 | 茅ヶ崎学園は児童福祉法による虚弱児施設として認可される。（この時は興望館の一施設として設立認可） |

Table 2 に児童福祉施設最低基準の条文を記す。

また、各都道府県知事あての厚生省児童局長通知(1948(昭和23)年6月18日)によると、児童福祉法による「虚弱児療育施設に収容する虚弱児の基準」について、及び虚弱児療育施設と結核予防法に基づく小児を収容する結核療養所との区分について以下のように記されている。虚弱児童については表—

3 が案として記されている。

東京都知事あて厚生省児童局長回答として、虚弱児については見解の通り (Table 3) であるとあり、この回答文書が当時虚弱児童入所の際の事実上の基準となった。

また、虚弱児童療育施設と結核予防法に基づく小児を収容する結核療養所との区分については、結核

Table 2 Regulations for institutions for children with a weak constitution based on the minimum standards in the Child Welfare Act

児童福祉施設最低基準における虚弱児施設の規定（1948（昭和23）年12月）

| | |
|-----|--|
| 85条 | 虚弱児施設とは 虚弱児施設:身体の虚弱な児童を入所させるもの |
| 87条 | 設備の基準 最低基準として設けるべき諸室:児童の居室、診療室、観察室、病室、講堂、図書室、職業指導に必要な設備、調理室、浴室及び便所。一室の定員15人以下。面積:0.75坪/人以上 便所の数:男子15人につき大便所及び小便所各1以上。女子15人につき1以上。満八歳以上の児童を入所させるときは、男子と女子の居室は別。 |
| 88条 | 必要な医療器具、医薬品及びほう帯材料を備えなければならない |
| 89条 | 職員について |
| 1項 | 医師、児童指導員、保母、看護婦、栄養士及び書記を置かなければならない |
| 2項 | 虚弱児百人以上を入所させる虚弱児施設:前項に規定する職員の外、嘱託の薬剤師及びレントゲン技術者を置かなければならない |
| 3項 | 虚弱児50人未満を入所させる虚弱児施設:第1項の規定にかかわらず、栄養の理論及び実際に通じた保母又は看護婦をもって栄養士に代えることができる |
| 8項 | 虚弱児施設及びろうあ児施設の児童指導員、保母及び看護婦の総数:総じておおむね児童十人につき一人以上。肢体不自由児施設及び盲児施設のこれらの職員は:通じておおむね七人につき一人以上。 |
| 9項 | 職業指導を課する場合、職業指導員を置かなければならない。 |
| 90条 | 入所した児童に対する健康診断 児童が入所した日から起算して少なくとも二週間は、観察室に収容し、その間第13条第一項に規定する健康診断を行う外、梅毒反応検査、結核、寄生虫、栄養障害等身体虚弱の原因となるべき事項についての精密な診断を行わなければならない。 4項 前三項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入しなければならない。 |
| 91条 | 生活指導及び職業指導 精神薄弱児施設におけるそれらの事項に関する規定（第79条及び第80条）を準用。生活指導の目的として、児童が日常の起居の間に、当該施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。 |
| 92条 | 保護者との連絡 療育施設の長は、児童の保護者に児童の性能を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に緊密な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。 |
| 93条 | 備えるべき帳簿 入所している児童の氏名、年齢、生活歴、入所中に行った療育等に関し記録する帳簿を備えなければならない。 |

Table 3 Proposed standards for children residing in institutions for children with a weak constitution (addressed to each prefectural governor in 1948)

各都道府県知事あての厚生省児童局長通知(1948（昭和23）年児童福祉法による「虚弱児療育施設に収容する虚弱児の基準案」)

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 虚弱児童とは(案) | |
| 1 | ツベルクリン皮内反応陽性転化後発病の危険大なる状態にある小児 |
| 2 | ツベルクリン皮内反応陽性の乳児及び四歳未満の幼児 |
| 3 | 結核家庭の幼児にして感染の危険性大なるもの |
| 4 | 神経質の小児 |
| 5 | 体質異常又は体質性病患ある小児 |
| 6 | 貧血性的小児 |
| 7 | 特に認められる病患がなくても発育のわるい小児 |
| 8 | 特に認められる病患がなくても微熱のある小児 |
| 9 | 感冒にかかりやすい小児 |
| 10 | 下痢をしやすい小児 |
| 11 | 筋骨が薄弱な小児 |
| 12 | 其の他医師の診断で虚弱体質と認められた小児 |

予防法に基く小児を対象とする結核療養所を設けるとすれば、その入院対象は明らかに結核患者でなければならない。虚弱児収容施設においては、結核発病の危険の多い状態にある小児(発病にいたつていないもの等)を対象とする施設である、とされた。

1963年の「児童福祉白書」(厚生省児童局:1963(昭和38)年5月)には、虚弱児の福祉について次のように記されている。「身体の虚弱な児童とは、イ、結核発病のおそれがあるもの。ロ、結核後保護期間中のもの。ハ、先天的に体質異常のあるもの。ニ、特に認められる疾病はないが発育の悪いもの等であり、虚弱児施設ではこれらの児童に医学的管理のもとに、規則正しい日課と十分な栄養をあたえることにより、その健康の増進をはかるものである。」³⁾

また、虚弱児施設に対象児童が入所するには、各家庭から福祉事務所を通して児童相談所に相談する、あるいは他の施設や病院から児童相談所に相談し、児童相談所が入所先を決めるという手順を踏む必要がある。入所後二週間は観察機関におかれ、様々な検査などがおこなわれ、その後の療育方針が立てられることになる。入所後に病気になった場合は、児童は病院に入院するが、退院後はその時の状況により虚弱児施設に再入所することになる。虚弱児施設を退園する場合は、再び児童相談所が窓口となり、児童を家庭に戻すか、病院に入院させるか、あるいは家庭などで引き取れない場合は、養護施設に収容されることになる。

1962(昭和37)年6月1日時点における全国の虚

弱児施設数¹⁰⁾は、公立11、私立20であり、保育所や養護施設（同時期、公立94、私立458）と比較しても、施設数が多いとはいえず、その後も施設の新設は進まなかった。因みに1966（昭和41）年の全国の虚弱児施設数は32、1970（昭和45）年の虚弱児施設数は33であった。

5. 茅ヶ崎学園について

5-1. 茅ヶ崎学園の開設

先述したように、吉見静江は役人生活のかたわら、1955（昭和30）年頃から敷地の選定をはじめ、1959（昭和34）年2月に神奈川県茅ヶ崎市小和田字浜須賀5777-7（現在地）に1000坪（瀬川によれば2974㎡）の敷地を購入するが、7月には木造平屋建て434.7㎡の本館等の建物が竣工した。（HP¹³⁾では7月31日に本館及び別館完成。110.25坪＝363.825㎡とある。）

東海道線の辻堂を降り、海岸寄りに茅ヶ崎方面に行くと、松林に囲まれた小高い丘の上に茅ヶ崎学園があった。茅ヶ崎は、戦前は別荘地であり、戦時中は海軍の演習場があったところである。1967年現在は団地があり、分譲地として売りに出された土地もあり、交通量も多くなったが、学園付近は閑散としており、学園のベランダから松林を通して遠方を眺めると、左手に江の島が見え、海岸線がつづき、海に見える光景は素晴らしかったという¹²⁾。

瀬川や吉見哲氏によると付近一帯は松林であり、瀬川は浜風で園庭の松の小枝が何かをささやいていくとくであったと記している⁸⁾。

吉見静江も、湘南電車で東京から小一時間、小さな田舎の辻堂駅からバスで10分、周囲には民家も疎ら、潮風が通り抜ける松林の向こうには太平洋がきらめき、『健康を阻害された幼児が毎日の散歩に通うにちょうどよい』と思った。と語っている¹³⁾。

吉見静江が虚弱児施設をはじめた理由のひとつは、1955（昭和30）年頃には戦災孤児などの収容も終わり、養護施設の施設数も増加していたが、心身の虚弱な児童のための施設はまだ不十分であり、残された分野であると考えたからであった。

吉見は、興望館館長の頃から、とりわけ乳幼児の健康問題がその児童の成長にとって重要な課題であることを身をもって体験していた。興望館の近隣には不良住宅と呼ばれた狭い住宅に暮らし、経済的にも困窮状態にある家族が多く、結核性疾患に限らず、

両親が労働に従事している場合は子供が放任状態におかれ、結果的に病弱児を多く見かけることになり、保育園が病院との連携や訪問看護婦の活動などによって幼児とその家族の健康管理について常に留意しなければならない状況であった。吉見は、保育園児に病弱者が多いのはその生活環境に原因があることに気づき、その解決に努力を重ねた。時を経て様々変化したとはいえ、このような経験が虚弱児施設設立への決意につながったのではないかと、瀬川は記す¹⁴⁾。

茅ヶ崎学園は、1959（昭和34）年9月1日に第一種社会事業虚弱児収容施設の認可をうける。（神奈川県に申請）この時の児童の定員は20名。吉見静江は施設を「茅ヶ崎学園」と命名し、園長に就任する。

木造平屋建て一棟で、10月1日から児童の受け入れをはじめますが、HP¹³⁾に記載されている設立趣意書によると、4歳から12歳までの以下の児童が対象であった。

- イ) ツベルクリン反応が最近陽転したもので発病の危険のあるもの。
- ロ) 結核患者が家庭にあるもの。
- ハ) 発育不良のもの。
- 二) 貧血、神経質、風邪引き易いとか或いは胃腸の疾患にかかりやすい等の虚弱児として診断を受けたもの等、体質虚弱の児童。

Table 4は設立時のメンバーである。理事長はエスター・B・ローズであった。前述したようにローズ女史と吉見静江は、ララ救済物資中央委員会等で交流を深めたものと推察されるが、ローズ女史と吉見は深い信頼関係にあり、その信頼関係が茅ヶ崎学園開設を成し遂げた根底にあったと瀬川は語る。

Table 4 Members at the time of the establishment of the Chigasaki School

茅ヶ崎学園設立時のメンバー

| | |
|-----|-----------------|
| 理事長 | エスター・B・ローズ（宣教師） |
| 園長 | 吉見静江 |
| 主事 | 瀬川和雄 |
| 書記 | 山口直宏 |
| 保母 | 小沼真理枝 |
| 嘱託医 | 広瀬 興 |
| 看護婦 | 荒井葉奈枝 |
| 雇用人 | 三沢瑳和子・平石マサ |

次に、吉見静江は施設運営のための社会福祉法人の設立準備に取り掛かるが、1959（昭和 34）年 12 月 3 日に厚生省より「社会福祉法人茅ヶ崎学園」の設立認可を受ける。1963（昭和 38）年の児童福祉施設一覧には、茅ヶ崎学園は 1959（昭和 34）年 9 月に設立・認可と記載されているが¹⁰⁾、当時は児童福祉施設の設置認可は既存の社会福祉法人のみが申請することができる制度であり、茅ヶ崎学園はかつて吉見静江が関わっていた社会福祉法人興望館の一施設として 1959（昭和 39）年 9 月に設立認可を得て、その後法人を分離するかたちをとった、と瀬川は記している。

1960（昭和 35）年 1 月には南側敷地（500 坪）を購入し、3 月 31 日に、第二期工事及び増改築工事（155.25 坪）が完了する。7 月には定員を 20 名から 60 名に増員する。

先述したように虚弱児施設は児童相談所から送られてくる児童を受け入れる施設であり、茅ヶ崎学園も当初は神奈川県下の児童相談所から児童（虚弱児）を受け入れていたが、増築完了後は 60 名となり、東京都の児童相談所から 20 名、神奈川県下の児童相談所から 40 名の虚弱児を受け入れることになった。

この年、1957 年以来初代理事長であったエスター・B・ローズ女史は、国からの補助による茅ヶ崎学園の児童居室棟等の増築を最後に、母国に帰国した。

1961（昭和 36）年 10 月には神奈川県より隣接地 145.25 坪の払い下げを受けるが、吉見静江は、母子保健教育の必要性から、翌年 1962（昭和 37）年 7 月母子保健教育指導センター（二階建、220 坪）を

開設する。同時期に、屋外プールが完成している。

Table 5 に、茅ヶ崎学園の年譜概要を示す。

5-2. 1967（昭和 42）年頃の建物等の概要と学園の暮らし

その後も増改築がおこなわれたが、1967（昭和 42）年 4 月の時点での建物などの概要は以下であった¹²⁾。

建物などの概要

敷地面積：1945 坪（6438 m²）

建坪：503 坪（1665 m²）

定員：60 名（2 歳から 18 歳まで）

1967（昭和 42）年当時の収容児童

高校生 2 名、中学生 17 名、小学生 17 名、幼児 12 名の計 48 名。

最年少は、親が結核で感染の心配のある二歳半の幼児。

昭和 34 年開所以来の児童も数名いるが、平均在籍年数は 3～4 年。幼児を除くと、比較的長い。

職員の概要

園長、保母の資格を持つ副園長、書記、各 1 名、児童指導員（男女各 1 名）保母 4 名、保母助手 2 名、保健婦 1 名、栄養士 2 名、雇員 3 名、嘱託医 1 名、カウンセラー（非常勤）1 名の計 19 名。

ほとんどの職員が園内に居住していた。

Fig.2 は、その頃の茅ヶ崎学園全景の写真である。（写真はサーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム HP¹³⁾）



Fig. 2 Overview of the Chigasaki School

Table 5 Chronology of the Chigasaki School

| 年月日 | 茅ヶ崎学園・年譜 | 敷地面積 | 建物面積 |
|------------|--|----------|---------|
| 1959年2月 | 吉見静江、その他有志により虚弱児施設の設立を決議する。 神奈川県 茅ヶ崎市 小和田字浜須賀5777-7（現在地）に1000坪の敷地を購入する。 （瀬川によれば 2974㎡） | 1000坪 | |
| 1959年7月31日 | 本館 および別館完成（110.25坪） （瀬川によれば 434.7㎡） | | 110.25坪 |
| 1959年9月1日 | 虚弱児施設・茅ヶ崎学園 設立・神奈川県知事認可 （社会福祉法人興望館としての認可） 理事長 エスター・B・ローズ 園長 吉見静江 主事 瀬川和雄 | | |
| 1959年10月1日 | 木造平屋1棟で、児童受け入れを開始する。対象とする児童は以下。 イ）ツベルクリン反応が最近陽転したもので発病の危険のあるもの。 ロ）結核患者が家庭にあるもの。 ハ）発育不良のもの。 二）貧血、神経質、風邪引き易いとか或いは胃腸の疾患にかかりやすい等の虚弱児として診断を受けたもの等、体質虚弱の児童。 おおよそ4歳から12歳までの児童を入所させる。 | | |
| 1959年12月3日 | 社会福祉法人茅ヶ崎学園設立・厚生大臣認可 | | |
| 1960年1月 | 南側の隣接地を購入する。(500坪) | 1500坪 | |
| 1960年3月31日 | 第2期工事および増改築工事が完了する。(155.25坪) | | 265.5坪 |
| 1960年7月1日 | 定員数、20名から60名に増加する。 （神奈川の児童相談所から40名、東京の児童相談所から20名受け入れる。） | | |
| 1961年10月 | 北側隣接地を神奈川県より払下げ受ける。(145.25坪) | 1645.25坪 | |
| 1962年6月 | 日本児童福祉協会により児童福祉施設一覧が作成される。 | 5429.5㎡ | 540.5㎡ |
| 1962年7月 | 第3期工事 母子保健教育指導センター完了（2階建て220坪） 屋外プール完成 | | 485.5坪 |
| 1965年2月20日 | 南側隣接地購入(300坪) | 1945.25坪 | |
| 1965年3月31日 | 浴場、調理場、洗濯場などの増築完成（13.36坪） | | 498.86坪 |
| 1967年 | 『青少年問題』の記者が、取材に訪れる。4月号に茅ヶ崎学園についての記事が掲載される。 | 1945坪 | 503坪 |
| 1970年3月 | 茅ヶ崎学園に、皇太子妃美智子様、ご来園になる。 | | |
| 1971年3月 | 茅ヶ崎学園、全面改築第1期工事完了する。（幼児、女子棟） | | |
| 1972年1月 | 吉見静江理事長（園長）逝去。（享年74才） 吉見治子氏が、理事長（園長）に就任する。 | | |
| 1972年4月 | 茅ヶ崎学園、全面改築第2期工事が完了する。（管理、男子、公共棟） | | |
| 1998年4月 | 茅ヶ崎学園、児童福祉法の改正により、虚弱児施設から児童養護施設へ種別変更 | | |
| 2006年4月1日 | 茅ヶ崎学園、建て替えに伴い「サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム」に名称を変更 吉見静江の孫である吉見哲氏が理事長に就任する。 | | |

より転載) 1967年に取材に訪れた『青少年問題』の記者に対して吉見静江は、児童福祉法における建物の最低基準はわかっているが、何がどのように必要か、一年一年の積み重ねの中で需要に応じ、増改築をおこなった、と語っている。

「ロの字」を形成する矩形の本館には、中庭を囲むように回廊があり、玄関、事務所、食堂、調理場、園長室、応接室、指導員宿舎などが連なる。吉見哲氏によると中庭の小さな池には金魚が泳いでいた。

その裏にはコの字型の児童居室が5室あり、一室

10名程度、男女別に分けられた小学生、中学生と幼児が生活している。幼児には、保母2名が配置されていた。

本館の南側の長さ12~13mのL字型のプールには、真ん中にアイアン製の鶴の噴水があり、プール遊びのときは、そのくちばしから水がほとばしり出ていた。5月には大きな鯉のぼりもあげられた。おそらく、本館の食堂から、子ども達がこの光景を眺めることができたであろう。

プールの横には、診療室、静養室等の診療棟があ

り、保健婦が常駐している。児童にもすぐわかるように、個人別の体重表や下痢や頭痛、風邪など病気の疾患別に赤、青、緑に色分けした表がつけられていた。健康状態が一目でわかるため、子どもたちは自分の健康管理に気を付けるようになったという。

その裏の一番新しい建物は、母子保健教育指導センターで、講堂、教室、図書室、プレイセラピー室、宿舎、調理室があり、近隣の母親たちの講習会、集会場となっている。

図書室には 2700 冊（児童図書：2200 冊、大人用：500 冊）の書籍があるが、一般公開され、通りからも入れるように入口が用意されている。しかしながら、利用者は少なく、全体の割以下である。

また、この建物は養護学級をつくるつもりで、講堂、集会室、体育設備を整備した。養護学級の園内設置は、いろいろと問題があるらしく、三年前から申請しているが市からの返答はないという。子どもたちの状況を考えると、体が虚弱で知能も遅れている場合も、身体に障害を伴う場合もある。低学年だけでも園内の学級で教育をし、小学校上級か中学から町の学校に通うような方策がとれないものかと、市と交渉しているが、派遣する職員の問題などで難しいという。1967 年現在は、YMCA や教会、学生のグループなどが合宿、研修などに利用されている。

先述したように児童の居室は 5 室だが、日課に配慮し、年齢別にし、一つの部屋の年齢の開きが、3～4 年どまりとしている。というのも中学生の児童はクラブ活動その他で帰宅も 5 時～6 時になり、小さい子どもとは生活のリズムが異なる。一緒に遊んだり話したりするには、あまりに違いすぎて相手にならないからである。

毎日の日課は、6 時半の起床、身仕度、掃除、朝食、登校と、一般の家庭と同じである。幼児や低学年児童は三時におやつが出されるが、中高生は夕食後、勉強をしたりしたあとに出すことにしている。テレビも幼児は視聴時間を決め、小さい順に、8 時、8 時半、9 時半と就寝する。

児童の部屋は、どの部屋も壁の装飾その他、子どもたちの机、手製の本棚、カーテンと工夫があり保母さんの人柄がしのばれる、と記者は記しているが、筆者等はここにも吉見静江の生活環境への配慮を感じる。

当初（1959 年頃）は、幼児は 20 名だったが、子どもたちは日に日に大きくなるため、1967 年当時

は幼児約 10 名であり、成長した児童が増加していた。

前述の記者が取材に訪れた際には、児童の居室の二室は、改築中であり、南側の明るい場所に一間の廊下をだし、そこに銘々の机を並べる作業が行われていた。小学上級生や中学生になると各自の机が必要になるのである。鉋屑だらけの部屋の片隅には新しい机が届いていた。

その他、生活訓練費と称して、小学 4 年以上の児童には、月 100 円のおこづかいが渡される。中学生になると多少額も多くなる。貯金している子もいれば、一度に使ってしまう子もいる。はじめは勘定高い子も、学園の雰囲気になれると二か月三か月と経つうちにすっかり変わってしまうという。吉見静江は、「子どもは何ととっても環境ですね」と記者に語っているが、園長の言葉には、学園の雰囲気と職員の指導体制に絶大なる自信を感じとれたと、記者は記している。

茅ヶ崎学園設立後 8 年が経過していた時点で『青少年問題』の記者の取材がおこなわれたが、母子保健教育指導センターには、時々婦人会のお母さん方や近所の奥さんが集い、図書室にも近所の子どもが入り出す。近くの工場や商店に就職した卒業生も来る。最初は何ができるのかと気にしていた近所の人々も婦人会等を通して次第に協力的になったという。「こうした積み重ね、歴史というものが必要なですね。」と吉見静江は語っている。

また、吉見静江は、当初、施設で預かっている児童の病気が治れば家庭に戻す、家庭側に引き取れない事情があれば例えば養護施設に移せばよいと考えていたが、家庭に戻す場合はともかく、虚弱児施設から養護施設へ移すというのはマイナス面が多いことがわかった。子どもに落ち着きがなくなる。施設の雰囲気にも慣れ、保母さんとの人間関係もできあがり、生活指導面でも効果が上がりつつあるにも関わらず、病気が治ったから養護施設へというのは、あまりにも事務的すぎる、と吉見静江は考えていた。「体がよくなれば虚弱児施設を出るというのは理屈ですが、品物のようにあちこち引っぱりまわされる本人の不安定ないやな気持ちを見捨てるのはよくありません。私共では、家庭引き取りでなければ、もっとも家庭引き取りでも問題のある場合もありますが、中学あるいは高校を卒業させ、就職させるまで、家庭に代わって面倒みます。」と語っている。

虚弱児施設によっては医師が施設長で病院的色彩の強い施設もあるが、茅ヶ崎学園では家庭医療の延長として考えていた。はじめは食事も条件付きの児童もいるが、二三か月もすればその必要もなくなる。病状の重い子どもの場合は病院に入院させるが、基本的に病人扱いはせず、明るくのびのびと生活させている。ここにも吉見静江の配慮が感じられる。

1970（昭和45）年、茅ヶ崎学園に当時の皇太子妃美智子妃殿下がご来園になる。このことは、吉見静江等にとってたいへんな喜びであった¹⁴⁾。（しかしながら、1967年に前出の記者が訪れた際には、すでに皇太子妃が訪れたと記述されている。軽微な話ではあるが、この件についても今後の調査で明らかにしたい。）

1972（昭和47）年1月、吉見静江は心不全で永眠。享年74歳であった。

6. 茅ヶ崎学園その後

先述したように、虚弱児施設の施設数は、児童福祉法制定時には全国に11か所、1962（昭和37）年7月時点で31か所だが、総じて施設数は少なく、その後著しく増加することはなかった。虚弱児施設に入る際には各地域の児童相談所が窓口になるが、児童の体が虚弱だと直接児童相談所に相談に来る人は少なく、欠損家庭や子どもを養育する能力がないなどの理由で児童相談所にくる児童のうち養護施設では受け入れがたい体が弱い子どもが対象となるため、限定的となり、児童数も限られてしまうことが、虚弱児施設が著しく増加しなかった理由のひとつではないかとの指摘もある。

1963（昭和38）年の『児童福祉白書』（厚生省児童局編）には、「虚弱児施設は、当初は結核発病のおそれのある者、結核後保護期間中の者など結核に由来する虚弱児が圧倒的に多かったが、結核対策の浸透とともに、結核由来の虚弱児も漸減しつつあり、入所対象児童について、その範囲を再検討すべき段階にある。」とある。茅ヶ崎学園に児童相談所から措置される児童も、開設当初は結核性疾患関連の児童が多かったものの年を経るごとにその数は減少していく。

厚生省児童局も歴史的経過を記述する中で「児童福祉法制定当時は、児童に結核性疾患と栄養失調が多かったが、抗結核剤の発見、結核予防対策の浸透並びに食糧事情の変化等が虚弱児施設をめぐる社会

的環境に多大の影響をもたらした。」と述べている¹⁴⁾。

茅ヶ崎学園設立時から28年が経過した1987（昭和62）年の各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知では「近年、養護施設及び虚弱児施設の入所児童には、離婚等による家庭崩壊や社会環境等の変容により多様な問題行動を有する児童が多くなっており、また、これらの児童の年齢も小学校高学年から中学生以上のいわゆる年長児童の割合が増加しているため、その処遇に幅広い専門性が要求されている。

このような現状に鑑み、年長児童の処遇体制の強化を図るため、スポーツや表現活動あるいは心理面についての専門的指導を行うための職員の配置に要する経費及び養護施設入所児童の学習指導に必要な副教材費等の経費を負担することとした」とある。入所児童が置かれた環境も、内在する問題も時代とともに変化したと捉えることができる。

虚弱児施設は、1997（平成9）年の児童福祉法改正により児童養護施設に統合された。茅ヶ崎学園は、吉見静江逝去後、子息故祐氏の夫人である吉見治子氏が理事長に就任した。1997（平成9）年、法改正にともない児童養護施設に種別変更し、現在は孫にあたる吉見哲氏が理事長として事業を継続、2006年、園舎の全面改築に伴い「サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム」と名称を変更し、運営されている。

7. おわりに

吉見静江は「今、何が問題か、その（解決の）ためには何が必要か、何をすべきか」を常に考えていた、困難を乗り越えてそれを着実に実行していった、と瀬川は語っている。その信念は、興望館館長の時代から厚生省、茅ヶ崎学園と、場所や立場が変わっても変わることはなかった。

本稿では、吉見静江の茅ヶ崎学園開設までの歩みを概観し、虚弱児施設茅ヶ崎学園の概要について調査をおこなったが、茅ヶ崎学園設立は、当時厚生省社会局長であった葛西嘉資、戦後ララの代表団のひとりとして再来日したエスター・B・ローズ女史、興望館理事会、興望館から厚生省、茅ヶ崎学園にいたるまで吉見静江のもとで仕事を継続した瀬川和雄など、吉見静江と何らかの形で協働した人々の協力得て、実現したことが確認できた。

しかしながら、開設から62年が経過しているこ

と、コロナ禍という特殊事情もあり、聞き取り調査を進めることが困難であり、加えて具体的な敷地形状や建物平面形状などの図面を入手することはできなかった。2015年に筆者等が茅ヶ崎学園を訪れた際には、すでに以前の建物は取り壊され、養護施設も隣接の保育園も新しく建て替えられており、以前の建物の図面等は所在不明との話であった。

しかし僅かではあるが残された文献から、生活環境に吉見静江らしい配慮が感じられ、のびのびとした子どもたちの暮らしが伝わってくる。可能であれば、今後の調査でその詳細を明らかにしていきたい。また、吉見静江は、施設空間についても、興望館館長の時代からより良いものをと常に考えていたと筆者等は感じている。興望館の初期の写真からもインテリアのセンスや生活環境に対する気配りが感じられる。吉見哲氏は、祖母は育ちの良いお嬢様だった、渡米しアメリカで（インテリア等に対するセンスが）触発されたということもあるかもしれない、と語っていた。これについても、今後の調査で何らかのかたちで明らかにしていきたいと考えている。

謝辞：本稿の図表作成、校正の際には、日本女子大学大学院・定行研究室・大坪真子氏にご協力いただきました。心から感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 黒田 一男, 岡野平: 虚弱児施設に関する研究-1-, 日本大学文理学部 (三島) 研究年報, 278-282 (1973)
- 黒田 一男: 虚弱児施設に関する研究-2-, 日本大学文理学部 (三島) 研究年報 自然科学編 / 日本大学文理学部 (三島) [編] (通号 23), 101~107 (1975-01)
- 黒田 一男: 虚弱児施設に関する研究-3- ([日本大学文理学部 (三島)] 開設 30 周年記念号), 日本大学文理学部 (三島) 研究年報 自然科学編 / 日本大学文理学部 (三島) [編] (通号 25), 99~104, (1976)
- 2) 厚生省大臣官房企画室 / 編: 厚生白書, 206~207, 昭和 31 年度版, (1956)
- 3) 厚生省児童局編: 児童福祉白書, 41~16, 95 (1963)
- 4) 下川耿史編: 近代子ども史年表・昭和・平成編, 河出書房新社 (2002)
- 下川耿史・家庭総合研究会編: 昭和・平成・家庭史年表, 河出書房新社 (1997)
- 5) 山室徳子: 婦人之友 (昭和 23 年 3 月号), (1948)
- 6) 大高真紀子, 定行まり子: 興望館における建物及び活動の変遷過程に関する研究, 建築学会計画系論文集 (2008)
- 田澤薫: 興望館セツルメントにおける吉見静江, 聖学院大学論叢, 第 31 巻第 1 号 (2018)
- 7) 瀬川和雄著: (シリーズ福祉に生きる / 47) 吉見静江, 大空社 (2001)
- 8) 瀬川和雄著: (シリーズ福祉に生きる / 47) 吉見静江, 大空社, 147, 156, (2001)
- 9) 瀬川和雄: 興望館セツルメントと吉見静江, 254, 社会福祉法人興望館, 258~259, (2000)
- 10) 日本児童福祉協会: 児童福祉施設一覧: (保育所を除く) 昭和 38 年 7 月 1 日現在, 日本児童福祉協会, 144~146, (1963)
- 11) 厚生省児童局編: 児童福祉白書, (1963)
- 12) 青少年問題研究会 : 青少年問題 14 (4), 59~64, (1967 年 4 月)
- 13) サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム HP
- 14) 瀬川和雄著: (シリーズ福祉に生きる 47) 吉見静江, 大空社, 153, 164, 171, (2001)

注

- 注 1) 1948 年の厚生省児童局企画課調「全国孤児一斉調査結果」では孤児の対象年齢を 20 歳までとしている。
- 注 2) 筆者等は、ネイバフッド・センターに関する考察 (大高真紀子, 定行まり子, 生活学論叢 9 号, 61~73, 2004 年) において, エスター・B・ローズについてふれている。以下はローズ女史についての記載事項である。
- 戦後, 敗戦国民救済のため, 米国において LARA (Licensed Agency for Relief of Asia: 公認アジア救済機関) が組織されたが, アメリカ・フレンズ奉仕団も団体のひとつとしてララ物資 (LARA goods) の配給にあっていた。「フレンズ」とは, クエーカーと同義語であり, 現在でもクエーカーの宗教団体としての正式名称はフレンズということが多い。そもそもフレンズが日本において本格的に宣教活動を始めたのは, 明治 19 年麻布本村町の津田仙 (津田梅子の実父) 邸においてであった。明治 22 年, 三田功運町に普連土

女学院の校舎と宣教会館を建設，翌年には同所に会堂を建設している。

この頃，フィラデルフィア付近には内村鑑三と新渡戸稲造が滞在していたが，新渡戸の夫人はフレンズの信者であり，後に新渡戸自らもフレンズとなった。ララの代表者の一人として来日したエスター・B・ローズは，少女の頃，新渡戸の話聞く機会が何度かあったという。（因みに新渡戸稲造は明治32年に38歳で武士道を執筆，出版しているが，当時のローズ女史は3歳であった。）また，ローズ女史の叔父はプリンモア・カレッジで初代の学長をつとめているが，このカレッジには津田梅子が入学しており，女史と日本とは，彼女が幼少の頃から，運命的な糸で結ばれていたといえる。

エスター・B・ローズは，大正6年に初めて来日。勉学のため一時帰国するが，大正10年再来日し，以来昭和15年まで普連土学園で教鞭をとり，日本基督友会に献身。大正12年の関東大震災の際には罹災者の救援活動にあたっている。第二次世界大戦中は，米国の日系人の抑留キャンプで奉仕活動をおこない，昭和21年6月には，LARAの代表者のひとりとして来日する。以来昭和27年にいたるまで，東京三田のフレンズセンターを拠点に，物資配分の計画，施設訪問，本国への報告書作成などアメリカ・フレンズ奉仕団の仕事を精力的にこなしていた。（引用文献：エスター・B・ローズ記念出版委員会：ークエーカーの足跡，4-20，（1980）